○厚生労働省告示第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年一月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

再生医療等製品の名称	予定される効能、効果又は性能	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ヒト（自己）表皮由来細胞シート	先天性巨大色素性母斑患者の母斑切除部に適用し、速やかに上皮化させることを目的とする。	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング　愛知県蒲郡市三谷北通六丁目二百九番地の一	平成二十六年十一月二十五日

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県丹生郡越前町三崎八八字林河内一八の一、一八の二、一九から一七四まで、一七五の一から一七五の八まで、一七六から一九〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県勝山市平泉寺町平泉寺二〇六字北俣谷ノ西一の一、二〇七字大割谷一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県勝山市北郷町森川四四字大鷲谷一、四五字坂谷一、四六字松尾一、四七字木落一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県三方郡美浜町佐野一一〇号雲谷一の三、一の七、一の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市下山六四字深谷ヶ平一の一四から一の一九まで、二の一から二の一〇まで、二の二二から二の二四まで、六六字池方ヶ平一の一から一の二八まで、二の一から二の一七まで、六七字サクナンゾ一の一から一の五まで、二の一から二の五まで、六八字ヨボシ一の一から一の九まで、二の一から二の四まで、六九字牧ヶ谷一の一から一の二六まで、二の一から二の一七まで、八二字岩屋ヶ平一の一、一の一四から一の一六まで、二の一から二の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、朝日三八字笹尾山一の三・一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九字小尾谷一の二から一の五まで、四五字下水無一の一から一の三まで、四六字上水無一の一から一の四まで、四七字土穴山一の一、一の三、二、三の一から三の一五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月十四日

農林水産大臣　西川　公也

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第23784号

2　品種登録の年月日　平成27年1月14日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Argyranthemum frutescens（L.）Sch. Bip.

4　登録品種の名称　SUPA805 imp

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン

愛知県長久手市砂子607番地

7　出願公表の年月日　平成25年6月12日